

【JCCH カードスポンサー加盟店に関する規約】

第1条（目的）

本規約は、ホーチミン日本商工会議所（以下「JCCH」という）の健全な運営および社会的信用の維持を図るため、JCCH カードスポンサー加盟店の加盟基準を定めるものである。

第2条（加盟の要件）

JCCH のスポンサー加盟店としての登録を希望する事業者（以下「申請者」という）は、以下の要件を満たさなければならない。

1. 事業運営に必要なベトナム政府発行のライセンスを有していること
2. ベトナムの法令を遵守し、適切な事業運営を行っていること。
3. JCCH の活動趣旨および目的に賛同し、共に活動を推進する意思を有していること。
4. 下記のいずれにも該当しない事業を営んでいること。
 - 公序良俗に反する業態を営む事業（例：日本国内において「風俗店」として位置付けられる事業。特に、風営法における「接待行為」を伴う事業を含む。「接待行為」とは、客のそばに座り話し相手をする行為、客に対してお酌をする行為、その他これに類する行為を指す。）
 - 違法行為または反社会的勢力に関連する事業
 - その他、JCCH 理事会、委員会が不適切と判断する事業
5. 本規約を承認すること。

第3条（加盟の審査）

1. 申請者がスポンサー加盟店の登録を希望する場合、JCCH 事務局へ所定の申請書および必要書類を提出するものとする。
2. JCCH は、申請者の事業内容および本規約に基づく適合性を審査するものとする。
3. 必要に応じて、申請者に追加資料の提出を求める場合がある。

第4条（加盟の可否の決定）

1. JCCH 広報委員会は申請者が第2条の要件を満たしているかを審査し加盟の可否を決定する。
2. 原則として審査基準とその過程については非公表とする。

第5条（加盟後の対応）

1. JCCH は JCCH カードのスポンサー加盟が決定した申請者（以下「加盟者」という）に対して、JCCH カードステッカーを送付する。また、JCCH ウェブサイトに加盟者として情報掲載を行う。
2. 加盟者は店内にステッカーの掲示や来店客への周知等を行い、可能な限り積極的に JCCH カードの利用促進に取り組むものとする。

第6条（加盟後の確認および取消）

1. 加盟後においても、加盟者が第2条に反することが判明した場合、JCCH は当該加盟店の登録を取り消すことができる。

第7条（加盟者の特典内容の変更およびスポンサー加盟の終了）

1. 加盟者が JCCH カード利用者への特典内容を変更する場合は、メールまたは書面をもって JCCH に通知するものとする。
2. 加盟者が JCCH カードスポンサー加盟の終了を希望する場合は、メールまたは書面をもって JCCH 事務局に通知するものとする。
3. 加盟者における JCCH カード利用特典の有効期限が到来した後、加盟者から JCCH に対してスポンサー加盟継続の意思表示が無い場合、JCCH はメールまたは書面をもって加盟者へ事前に通知した上、スポンサー加盟を終了することができる。

第8条（改定）

本規約は、JCCH 理事会の決議により随時改定することができる。

附則

本規約は、2025年2月17日より施行する。